

# とくNEWS

トーク税理士法人 中央支店

株式会社坂本会計 品質管理チーム

Tel.0120-296-908 Fax.043-246-6076

URL:<http://chiba-sakamotokaikai.com/>

千葉市中央区新宿2-5-3 大同生命ビル3F



No.34 平成27年2月1日発行

## 今後の税制改正スケジュール

自民党、公明党は、昨年12月30日に税制改正大綱を決定しました。この決定をふまえ、今回の紙面では今後数年の間に予定されている税制改正のうち、多くの人や中小企業に影響を及ぼしそうな項目を時系列にまとめました。

実施時期	内容	対象者	効果	内容、ご注意ください
<b>【平成27年】</b>				
1月	住宅取得等資金贈与の非課税措置延長	全ての方	減税	適用期間が平成31年6月30日までとなりました。非課税限度額は契約日と適用される消費税率によって異なります。
4月	軽自動車税の引上げ	全ての方	増税	7,200円→10,800円（営業車は5,500円→6,900円）
	法人税率引下げ	法人	減税	平成27年4月1日開始事業年度より、法人税率が25.5%から23.9%に引き下げられます。資本金が1億円以下の中小法人の場合、年800万円以内の所得に対する法人税率は15%（本来は19%）のままとなります。
	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置導入	全ての方	減税	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の子・孫が親・祖父母から結婚・子育て資金の贈与を受けた場合には、贈与を受けた者1人につき1,000万円までの金額を限度として非課税となります。
<b>【平成28年】</b>				
1月～	給与所得控除の縮小	個人	増税	給与収入が1,200万円を超える人の所得税（住民税は平成29年分からの負担が増えます。
<b>【平成29年】</b>				
1月～	給与所得控除の縮小	個人	増税	給与収入が1,000万円を超える人の所得税（住民税は平成30年分からの負担が増えます。
4月	消費税率8%→10%	全ての方	増税	景判断断条項は付いておらず、この時期での改定が確定しました。
	自動車取得税の廃止	全ての方	減税	消費税率の改正に合わせて廃止となる見通しです。
	欠損金の繰越期間拡大	中小法人	減税	平成29年4月1日開始事業年度より、9年→10年となります。
<b>【平成30年】</b>				
1月～	住宅ローン控除の適用期間延長	個人	減税	適用期間が平成31年6月30日までとなりました。控除限度額は所得税は40万円、住民税は13.65万円のままです。

スペースの関係上、この紙面では改正が予定されている項目の一部しか記載しておらず、また適用要件等については記載しておりません。より詳しい内容についてご興味のある方、または、社内勉強会などをご希望の方は、弊社三代川（みよかわ）までお気軽にお問合せ下さい。